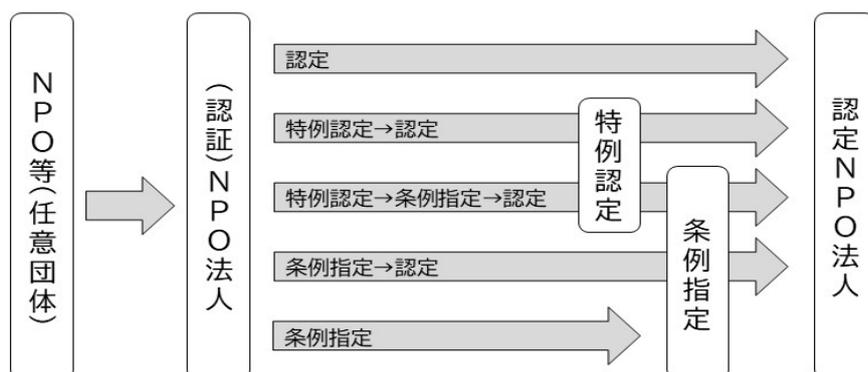


## 制度概要

## 《認証・認定・特例認定・条例指定制度の概要》

制度	概要
認証	法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、法務局で登記をすると、法人として成立します。
認定	一定の基準を満たして認定を受けた NPO 法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。
特例認定	設立の日から5年を経過していない NPO 法人のうち、運営組織・事業活動が適正な法人に対して、1回に限って3年間のみ、認定に準じた特例認定を行う制度です。
条例個別指定 (条例指定)	個人住民税の寄附金控除対象となる NPO 法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。各自治体が独自に定める基準等を満たした NPO 法人を条例により指定し、指定を受けた法人に対して個人が寄附をすると、その自治体の個人住民税の寄附金控除の対象となります。



## 《基準》

「認定」の基準＝PST＋PST 以外の認定基準

「特例認定」の基準＝PST 以外の認定基準

「条例指定」の基準＝自治体独自の指定基準

PST(パブリック・サポート・テスト)基準	その他(PST 以外)の基準
<p>次のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常収入金額に対する寄附金等収入金額の割合が 20%以上</li> <li>・ 3,000 円以上の寄付者が、年平均 100 人以上</li> <li>・ 自治体の条例指定を受けている。</li> </ul>	<p>次のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共益的な活動が一定割合以下であること。</li> <li>・ 運営組織や経営が適正であること。</li> <li>・ 事業活動の内容が適正であること。</li> <li>・ 情報公開が適正であること。</li> <li>・ 事業報告書等を期限内に提出していること。</li> <li>・ 法令違反、不正行為、公益違反がないこと。</li> <li>・ 欠陥事由に該当しないこと。</li> </ul>

≪税制上の優遇措置≫

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの寄附	所得税の寄附金控除（所得控除と税額控除の選択制） ○所得控除 寄附金(所得金額の40%相当額が限度)から2千円を控除した金額を総所得額から控除 ○税額控除 寄附金(所得金額の40%相当額が限度)から2千円を控除した金額40%(所得税額の25%相当額が限度)を所得税額から控除	○	○	×
	個人住民税の寄附金控除(税額控除のみ) ○税額控除 寄附金(所得金額の40%相当額が限度)から2千円を控除した金額の10%(都道府県税額4%+市町村民税6%(ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%))を住民税額から控除	○	○	○
法人からの寄附	一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可	○	○	×
相続財産の寄附	寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
NPO法人自身の税優遇	収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可(みなし寄附金) 損金算入限度額：所得税の50%または200万円のいずれか多い額まで範囲(法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額の20%相当額までの範囲)	○	×	×

※個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とならない。

都道府県民税については、都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。

《制度全体のイメージ》

